

私たち寄居町議会議員は、守ります！

議会議員は、その公平性を守るため、公職選挙法をはじめとした法律によって、選挙区内の人にお金や物を贈ったりすることが禁止されています。

また、有権者の方（団体・個人を問いません）が、議員等に寄附を求めることも禁止されています。これらの行為は違法行為として処罰の対象となっていますので、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

町民の方が…
政治家に
寄附を出すよう
要求や勧誘を
すること

法律で
禁止



されています

政治家が…
選挙区内の人に
お金や物を
贈ること

※ここでいう「政治家」とは、現職の議員・長に加え、立候補の意思がある人も含まれます。

たとえば…こんな行為は禁止です

禁止



町民の方が、お祭りの時に政治家に寄附を求めること

禁止



政治家が、選挙区内の人にお歳暮やお年賀を贈ること
時候のあいさつ状（答礼のための自筆によるものを除く）も禁止されています。

禁止



町民の方が、入学・卒業祝や出産祝などを政治家から受け取ること

禁止



政治家が、町内の親睦旅行や各種会合に差し入れをすること

町民みなさんのご理解とご協力をお願いいたします。

